

一般社団法人 茨城県ビルメンテナンス協会 「優良従業員表彰規程」

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人茨城県ビルメンテナンス協会会員会社に勤務する優良従業員を表彰することにより、従業員の業務に対する社会的使命の重要性の理解を深めるとともに、この意欲の高揚を図ることを目的とする。

(被表彰者)

第2条 この規程により表彰することができる者は、次の各号に掲げる条件のいずれかを備えている者とする。

- (1) 同一企業に原則として15年以上勤務し、勤務成績、日常行為等において他の模範と認められるものであること。
- (2) 特に、ビルメンテナンスに関する技術の向上、及び業界の進歩に画期的な改善工夫を行なったもの。

(候補者の推薦)

第3条 会員は、自社従業員のうちから第2条の規程により表彰を受けるにふさわしい者がいるときは、協会長に推薦することができるものとする。

2 前項の推薦は、候補者に関する次の書類を添えて提出するものとする。

- (1) 事由書
- (2) その他参考となる書類

(候補者の選考)

第4条 表彰は、表彰審査会の選考を経て行なうものとする。

(表彰選考委員会)

第5条 表彰を公正なものとするため、表彰選考委員会を置くものとする。

2 表彰審査会は、理事会をもってこれにかわるものとする。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、毎年の総会時に表彰状を授与して行なうものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めていない事項で特に必要なことは、理事会で決定することができる。

(附 則)

1 この規程は、理事会の議決を経て平成2年3月7日から施行する。

2 この規程は、平成25年4月1日から施行する。